昭島市物価高騰対応事業者支援給付金支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、昭島市（以下「市」という。）内に所在し、物価高騰の影響により厳しい経営環境にある事業者に対し、昭島市物価高騰対応事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、市内事業者の安定した事業継続について支援することを目的とする。

（支給対象者）

第２条　給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　次のいずれかに掲げる事業者

ア　申請日時点で１年以上市内に主たる事業所（本店登記）があり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する法人

イ　申請日時点で１年以上市内に主たる事業所（本店登記）があり、下表に掲げる法人

名称	根拠法
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
一般社団法人	
医療法人	医療法（昭和23年法律第205号）
公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
公益社団法人	
社会福祉法人	社会福祉法（昭和26年法律第45号）
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）
労働者協同組合	労働者協同組合法（令和２年法律第78号）

ウ　申請日時点で市内に１年以上住所があり、かつ昭島市又は八王子市、立川市、青梅市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市若しくは瑞穂町の区域（以下「昭島市等の区域」という。）内に店舗、工場、事業所又は事務所があり、引き続き１年以上同じ事業を営んでいる個人事業主

（２）　申請後も市内で事業を継続する意思を有する法人又は市内に住所を有し、かつ昭島市等の区域で事業を継続する意思を有する個人事業主

（３）　次のいずれかの要件を満たすこと。

ア　申請時点における直近の決算期において営業利益が赤字であること。

イ　直近２期の決算を比較した場合において、売上高が３％以上減少、売上総利益率又は営業利益率が３ポイント以上減少していること。

ウ　直近２期の決算を比較した場合において、経費の額が３％以上又は10万円以上増加していること。

エ　最近３か月間と前年同期を比較した場合において、売上高が３％以上減少、売上総利益率又は営業利益率が３ポイント以上減少していること。

オ　最近３か月間と前年同期を比較した場合において、経費の額が３％以上又は10万円以上増加していること。

（４）　事業収入が主たる収入であること。個人事業主においては、支給対象者の総収入に占める事業収入の割合が、過半を占めていること。

（５）　本給付金の申請日時点において、令和８年度に昭島市が実施する他の給付金の支給を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者から除外するものとする。

（１）　市税を滞納している者

（２）　代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（３）　暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団の維持運営に協力し、関与する等の関わりを持つ集団をいう。）及び暴力団員等（暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者並びに暴力団の維持運営に協力し、関与する等の関わりを持つ者をいう。）

（４）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

（５）　その他市長が不適切と認める者

（給付金の使用目的）

第３条　給付金の支給を受けた者は、第１条の目的を達成するために、事業に係る経費の支払い等に使用すること。

（給付金の支給額）

第４条　給付金は、第２条の給付金の支給対象者に該当する場合、市の予算の範囲内において、１事業者につき、一律10万円を支給する。

（給付金の支給申請）

第５条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、昭島市物価高騰対応事業者支援給付金支給申請書（第１号様式）に、以下の各号に掲げる書類を添えて、令和８年12月１日から令和９年１月29日までに市長にオンライン又は郵送の方法により提出しなければならない。なお、オンライン申請については、様式第１号（様式第１号別紙を除く）に定める事項の入力をもって当該様式の提出があったものとみなす。

（１）　申請者が市内事業者であることを確認できる書類（申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書の写し、個人にあっては確定申告書の写し等）

（２）　次のア又はイのいずれかに該当する書類の写し

ア　第２条(３)アからウのいずれか及び（４）の要件を満たすことが確認できる申請時点における直近２期分の確定申告書、決算書で次に掲げるもの。

（ア）　法人の場合は、「法人税確定申告書の別表一」及び「損益計算書」（ただし、「損益計算書」において減価償却費が確認できない場合は、販売費及び一般管理費の内訳注記、「勘定科目内訳書」又はこれらに類する書類を提出すること）。 ただし、「昭島市物価高騰対応事業者支援給付金対象経費算定シート（第１号様式別紙）」において、税理士による確認がなされている場合は、「損益計算書」の提出を省略することができる。

（イ）　個人事業主の場合は、「所得税の確定申告書の第一表」及び「収支内訳書」又は「青色申告決算書」。ただし、「昭島市物価高騰対応事業者支援給付金対象経費算定シート（第１号様式別紙）」において、税理士による確認がなされている場合は、「収支内訳書」及び「青色申告決算書」の提出を省略することができる。また、「青色申告決算書」については、一般社団法人立川青色申告会による確認がなされている場合においても、その提出を省略することができる。

イ　第２条(３)エ又はオの要件を満たすことが確認できる次に掲げるもの。

（ア）　法人の場合は、直近の「法人税確定申告書の別表一」並びに最近３か月及び前年同期の試算表。

（イ）　個人事業主の場合は、直近の「所得税の確定申告書の第一表」

並びに最近３か月及び前年同期の試算表。

（３）　給付金の振込口座が確認できる書類

（４）　宣誓書（第２号様式）

（５）　その他市長が必要と認めるもの

（経費増加額の算定方法）

第６条　第２条（３）ウ及びオに規定する経費の額は、第５条（２）により提出された書類に基づき、次の各号に掲げる区分に応じて算定するものとする。

（１）　法人の場合

損益計算書に記載された「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の合計額から「減価償却費」を控除した額とする。

（２）　個人事業主の場合

青色申告決算書又は白色申告収支内訳書に記載された「売上原価」及び「経費」の合計額から「減価償却費」を控除した額とする。

（給付金の支給決定）

第７条　市長は、第５条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は給付金の支給を決定し、当該申請者へ昭島市物価高騰対応事業者支援給付金支給決定通知書（第３号様式）により通知する。

２　前項の決定にあたり、経営状況、経費の上昇率等を加味したスコアリングシステムにより点数化し、申請期間内に申請のあった事業者のうちスコアの高い事業者から順に、予算の範囲内において支給を決定する。

（給付金の不支給決定）

第８条　市長は、第５条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められない場合は給付金の不支給を決定し、当該申請者へ昭島市物価高騰対応事業者支援給付金不支給決定通知書（第４号様式）により通知する。なお、第７条２で示したスコアリングシステム方式により不支給とする場合も同様とする。

（支給決定の条件）

第９条　市長は、第７条に定める支給決定に際し、給付金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（給付金の支給）

第１０条　市長は、第７条による支給決定をしたときは、申請書に記載された口座に振り込むことにより給付金の支給を行う。

２　給付金の支給は、１事業者につき１回のみとする。

（給付金の支給決定の取消）

第１１条　市長は、申請者が虚偽その他不正な手段等により給付金の支給決定を受けたときは、その支給決定を取り消し、すでに支給している給付金につ

いて、期限を定めて全額返還させることができる。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年10月１日から実施する。